

# 小浜西組伝統的建造物群保存地区内の固定資産税等減額制度について

## 1 伝統的建造物(同意された建物)の場合

- ・固定資産税が非課税になります。
- ・伝統的建造物になると自動的に適用されるため、申請手続きは必要ありません。

## 2 伝統的建造物(同意された建物)がある敷地の場合

- ・伝統的建造物の1階面積の1.2倍の固定資産税と都市計画税の1/2を減額します。
- ・減額の適用を受けるには、最初の年度の4月中旬頃(固定資産税の納期限の7日前)までに「固定資産税等の特例に関する減額申請書」の提出が必要です。

## 3 修景基準を満した建物とその建物がある敷地の場合

- ・修景基準を満した建物の固定資産税、その建物の1階面積の1.2倍の固定資産税と都市計画税の1/5を減額します。(合計額の上限25,000円)
- ・減額の適用を受けるには、最初の年度の4月中旬頃(固定資産税の納期限の7日前)までに「固定資産税等の特例に関する減額申請書」の提出が必要です。

## 4 2・3が適用されない場合

- ・小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に違反している場合
- ・市税(国民健康保険税含む)を滞納している場合

## 5 減額の例

### ① 伝統的建造物の場合

※下記の主屋、付属屋、土蔵すべてについて伝統的建造物として同意している場合

<b>【土蔵】</b> 1階床面積 23㎡	<b>【付属屋】</b> 1階床面積 24㎡	<b>【主屋】</b> 1階床面積 82㎡
<b>【土地全体】</b> 面積160㎡		

- ・主屋、付属屋、土蔵の固定資産税は非課税になります。
- ・土地の固定資産税と都市計画税のうち、対象面積の1/2が減額されます。  
(【主屋】 + 【付属屋】 + 【土蔵】) × 1.2 = 【減額対象面積】  
( 82㎡ + 24㎡ + 23㎡ ) × 1.2 = 154.8㎡

### ② 修景基準を満した建物とその建物がある敷地の場合

※下記の主屋が修景基準を満した建物である場合

<b>【土蔵】</b> 1階床面積 23㎡	<b>【付属屋】</b> 1階床面積 24㎡	<b>【主屋】</b> 1階床面積 82㎡
<b>【土地全体】</b> 面積160㎡		

- ・主屋の固定資産税1/5が減額されます。
- ・土地の固定資産税と都市計画税のうち、対象面積の1/5が減額されます。  
【主屋】 82㎡ × 1.2 = 【減額対象面積】 98.4㎡